

「産業廃棄物行政と経済的手法のあり方に関する検討会」(第8回)
議事要旨

1 開 会(事務局)

2 座長あいさつ

今回の議事の進め方について、各委員に説明。

3 議 事

(1) これまでの検討会での議論についての委員からの発言

○ 前回、県外産業廃棄物に対する環境保全協力金(搬入課徴金)に関する発表があったが、私からも意見を述べさせていただきたい。

不法投棄防止のために、県外廃棄物に課徴金を課するという事は、一番目の問題としては、県内廃棄物でも県外廃棄物でも不法投棄という現象は発生するわけで、県外物だけにこのような課徴金を課することは公平性の面から問題があるのではないか。

最近の不法投棄の動向を見ると、排出事業者を含め、確信的、つまり悪意を持って不法投棄を犯しているという面が見られる。不法投棄に対しては、本質的な対策が必要ではないか。

不法投棄防止の基本的な対策の一つは、罰則の強化。やり得になるようなことではいけない。なお、罰則の強化については、現在、新聞報道によると、環境省で平成16年の通常国会で廃棄物処理法の改正案を提出すべくいろいろと検討している中の一つのテーマであるとのことである。今後、国で、なんらかの罰則の強化が法制化されるであろうが、これについては、若干時間を要するのではないか。

二つ目は、産業廃棄物処理法における、廃棄物の定義の問題がある。廃棄物処理法では、不要物を有価、無価によって廃棄物か、商品か、原料かという区分けをしている。それも、排出事業者の主観によって有価物、無価物になるという、非常に定義が不明瞭な形になっている。この問題についても、平成15年12月の廃棄物処理法の改正により、定義の改正が行われるのかと思っていたが、先に持ち越された。いずれ、廃棄物処理法の中で定義が明確になると思っているが、これも若干時間を要すると思っている。

三つ目は、現実的にすぐできる対策かと思うが、12月1日から、廃棄物処理法の改正により、廃棄物不法投棄の未然防止策が強化された。行政を中心に、監視員制度が発足し、横への広がりが見えつつある。今後、今すぐできる対策として、不法投棄の未然防止策や監視員制度の充実により、不法投棄を防止することが現実的にできる一番重要なことではないか。

以上の三つが基本的に解決されずに、課徴金レベルの不法投棄防止というのは、レベルの違う次元になっているのではないか。

不法投棄については、以上のことを述べておきたい。

課徴金に対する二つ目の問題としては、県外廃棄物に関しては、いろいろな法律や条例がある。現在、廃棄物処理法は、広域処理を前提とした法律になっている。県からの指導では、最終処分場への搬入に対する量的規制が現在ある。来年の4月1日からは、福島県の条例により、県内物、県外物の保管管理がさらに厳しくなっていく。一方で、平成15年12月の廃棄物処理法の改正により、広域リサイクルの推進のため、環境大臣が認定したものは、廃棄物処理法の許可を要しないという特例制度を設けており、リサイクルに関しては規制緩和の流れがある。県外廃棄物に対しては、いろいろな法体系があり、非常に複雑化している。ここで、さらに県外物に対する課徴金制度が出てくると、法体系がさらに複雑化し混乱する心配がある。

東北のある県で資源リサイクル振興特区を環境省へ申請したところ、流入物の規制を行っている県には資格がないといわれ、取り下げたということも報道されている。

三つ目は、業者の経営面の問題。産業廃棄物は、循環型社会やゼロエミッションが急速に進んでいくため、今後減少していく。いかに施設を稼働させていくかというのが、処理業者にとって今後大きなテーマとなっていく。ここで、県外物に課徴金を課すことにより、稼働率がさらにダウンするのではないか。また、ダイオキシン対策特別措置法を始め規制の強化があるので、設備投資や人材投資によりコストがアップしており、両方の面から今後経営面での厳しさが増していく心配がある。

四つ目は、産業振興の面。福島県の産業、農業、畜産、水産の各製品や観光というのは、首都圏を始めとした関東地方がお客さんになっている。一方、工業の最終製品は、どちらかというと関東圏が供給基地で福島県がお客さんになる。動脈物流については、福島県は非常にバランスを取ってスムーズに動いているのが現状。その中で、物を作る場合、当然廃棄物が出てくる。これは静脈産業となる。静脈産業に対して、県外物への規制が出てくると、動脈産業にも悪い影響が生じるのではないか。杞憂かもしれないが、そのような感じを持っている。

五つめは、協力金であるため、協力する業者と協力を拒否する業者がいた場合、公平性等の面から問題が出てくるのではないか。

このような心配があるので、県外廃棄物への環境保全協力金（搬入課徴金）に対しては、私は反対の意思を表明させていただきたい。

(2) 検討会報告素案について

事務局より素案を朗読。

(各委員からの意見等)

○ 課徴金なり税制度を導入すること自体は決して反対ではないが、払えば出していいんだというような意識が出てこないか心配。

それから、産業廃棄物税の導入によって、市場原理による産業廃棄物の排出抑制がなされるのか疑問。金額にもよるが、何十万もとればリサイクルの手

法を取ると思うが、微々たる金額だと、改めて最新の技術を何億、何千万もかけて導入するよりも、千円や二千円なら払ってしまおうかというように逃げられてしまうのではないか。

- 検討会では、これまで税体系を含めて、いろいろ議論されてきた。「今後の検討すべき課題」のポイントになるところは、環境審議会で議論することとなるが、この意見を十分に反映させた答申としていただきたい。

二つ目は、産業廃棄物税の有効な使途。産業廃棄物処理施設の整備促進とか、不法投棄の未然防止などは、いまずぐできることで、有力な使途と考えられる。それから、リサイクルの推進も重要。税をかけるだけでなく、併せて使途も非常に重要な要素になる。

今後の課題として、一つの意見としてお聞き頂きたいが、排出事業者の中には、自家処分場を持っている事業者がいる。これは、膨大な資金や時間、人手をかけて設備を作り運営していて、廃棄物処理法にいうところの自己責任を果たしている。これをどのように扱っていくのかは、慎重な議論が必要ではないか。

- 私たち建設産業全体としては、10数年前から取り組んできた経過があるが、もう一歩進めなければならない段階にある。リサイクル法の問題があり、分別回収その他をやっていかなければならない。そこからもう一歩踏みこんで、なるべくなら壊さないで再利用という面を考えてきて、いろいろなデータを取ってきた経過がある。そのような流れには沿っているのではないかと思う。

なるべくなら、廃棄物の出ない方法がいいと思うし、それに対してこれから税の問題が取り上げられることになると思う。税の利用についてのお話もあったが、税金の高い安いの問題でどの程度ブレーキがかかるのか、再利用を進めるようになるのかという問題がある。

この検討会報告の参考資料の中で、平成10年から平成17年度までは排出量の伸びが1.07倍で、平成5年から平成10年までの伸び率の1.41倍よりかなり少なくなる予想があるが、今後検討する税金の問題を含めるとどのぐらいになるのか。なるべく少なくなった方がいいので、私たち業界としても一生懸命検討していきたい。

(座長)

これまで議論されているが、経済的手法は、外から見るとかっこよく見えるが、中身は実際にやってみないと分からない側面があるので、かなり綿密なフォローアップ作業をする必要がある。金額の問題や、経済的手法だけではない直接的な手法を含め、その手法をとりまぜながら、一番いいものを探していくということでないといけな。先程意見があったように、これを入れたからそれでいいということではないということは、皆さん分かっているので、環境審議会で議論していただくことになるが、フォローアップ作業をちゃんとやる必要があるということは念押ししておきたい。

- 廃棄物の定義について、今までと考え方を改めていかなければならないという感じがする。産業廃棄物と一般廃棄物がだんだん一つになっていくという方向にはあるが、リサイクル可能なものを廃棄物に包含しない方法がとれないかと思う。廃棄物が増えているというが、リサイクル法がいろいろとできると、皆さんがリサイクルに協力することにより、廃棄物の量が増えるということになっている。それは最終処分場に埋め立てたり、中間処理されているのではなくて、リサイクルされている廃棄物の量が増えてきているということになっている。そのようなものと、どうにもならないゴミとをはっきりと区別して、明記をすることで、県民にもわかりやすくなっていくのではないか。

2つ目は、中間処理施設と最終処分場の許可要件が年々厳しくなっていて、民間でも最終処分場の許可申請を県に出しているが、審査の結果が遅くなったり、非常にハードルが高くなったりしている。最終処分場がだんだん狭められていくので、最終処分場の経営の考え方は、できるだけ延命策を図ることとなる。そうなると、なかなか処分しにくくなるというのが現状。もっと競争原理を働かせるためには、最終処分場を数多く造ると、処分料も下がることは間違いないので、もうちょっと許可要件を見直す方法を考えられないかと思う。

3つ目は、産業廃棄物税の在り方だが、どのように徴収していくのかというシステムの問題がある。また、独立会計にしてあくまでもその用途は廃棄物の処理やリサイクルの推進などの環境だけに絞って使うということが前提であるべき。

4つ目は、産業廃棄物処理施設に対する融資制度というのが、なかなか一般に見えてこない。利用の仕方も、わからない業者が結構多い。国でも県でも一般の金融機関でも、パンフレットなどでわかりやすく知らしめていくことをやっていただければ、不法投棄や処理料の上昇を防げるのではないか。

最後になるが、リサイクルの推進というが、紙に関しては回収は世界のトップクラスであり、段ボールや古新聞は、90%近い回収率となっている。アルミ缶やスチール缶も相当進んでいる。今、何が遅れているかというと、機密書類。特に行政がそうだが、5年間保管すれば出していいといっても、なかなか出てこない。また、それが全て焼却に回ってしまうという問題がある。事務所の廃用紙も、機密性を帯びてくるが、これはまだ10%台の回収率となっている。これが、倍以上回収が進むと、世界一の回収率になる。紙の回収率は、65%が限度と言われており、今は60%になっているので、あと5%上げるためには、機密性がある書類が問題だと思っているので、そのようなことも含めながらリサイクルを進めていっていただきたい。

- リサイクルが全て環境に対して優しいものになるのかということは、よく考える必要がある。例えば、古紙を再生することによって、全体的に要するコストや排出されるエネルギーによって、コストや環境に対する影響がどういう結果になるのか。個別の問題と全体的な問題を十分ににらんだ上で検討すべき。「リサイクルすなわち環境にやさしい」というだけに捉えていいのかという点がある。

それから、最初から税ありきということだけでもどうかと思う。名越委員から、前にこの検討会の中で、インセンティブを付けるという考えが出たが、検討会報告の追記の中に「省資源へのインセンティブを付す手法の検討」という記述を入れていただいたが、そのような認識の上に立って進めていただきたい。

いずれにせよ、県で産業廃棄物の処理を行うにはコストがかかるので、そのコストを誰が持つのかということをはっきりさせるという面では、こうしたインセンティブ、税というのは極めて重要な問題だと思うので、どのようなサービスを受けるときにどのような負担をするのかということをはきちんと整理すべきだと思う。そのような面については、コスト面もはっきりさせて、県民の方の合意を十分得られるような手法を採ってほしい。

- 基本的に我々排出事業者は、廃棄物を処理する前に、自分の責任で処理するというスタンスは変わらない。今回、産業廃棄物税を導入するに当たっては、主目的を明確にするというのが大前提。用途をどのようにするのかを、県民に明確にするような形でないと理解は得られない。

それから、我々事業者の立場からいうと、今まではリサイクルということを行ってきたが、資源の有効活用では、発生抑制をしなければならない。発生抑制は、ものすごく難しい。技術的な要素が非常に多いということが言えると思う。例えば、私の工場では、インクカートリッジ。今までの生産技術であれば、詰めるときもわずかな廃液が出る。これをゼロにしようということになると、数千万の投資をしなければならない。いずれにしても、ゼロにするということはそのような投資をやらなければならないことであり、段階的に投資している。このことによって、今まで出ていたインクの廃液がゼロになり、当然処理にかかる費用も少なくなる。しかし、トータルで、本当にもうかるかという計算をしていくと、それは必ずしもイエスとは言えない部分がある。ただ、地球環境や、炭酸ガスを減らすといった大きな意味で考えたときに当然取り組まなければならないという考えの下に、発生抑制ということに取り組んでいる。

今まではリサイクルや分別という取り組みをやってきたが、本当に発生抑制を真剣に考えるということになると、かなりの技術的な開発が必要になることは間違いない。産業廃棄物税に取り組む際には、新しい技術開発や資源を活用するような用途を考えていただきたい。

- 循環型社会を考えないで、産業廃棄物に対する経済的手法を検討することはありえない。

リサイクルの問題では、経済的手法という観点からすると、産業廃棄物処理の費用というのは、原則的には排出事業者が負担すべき。そうしないと、排出量の削減の問題は解決していかない。廃棄物処理の費用は、製品コストに上乘せされてくるというのは、企業の人たちの判断であると思うが、産業競争の問題だとも申し上げた。

廃棄物の排出や、環境負荷を低減する手段として、経済的手法は有効であるということを何度か述べた。

リサイクルについては、リサイクル産業の育成は、技術開発も含めて、重要なことであると同時に、並行して考えていかなければならない問題だということは、前も申し上げたと思う。

ただ、生産事業者のリサイクルにまで助成するのは問題ではないか。生産事業者には、あくまで技術開発を促すことを県としてやっていくべきことではないか。ここまで、経済的手法というものが出てきて、技術開発その他、環境の問題を考えていく大きな骨になる部分としてかなりクローズアップされてきているので、ある種のワーキンググループをつくってプロポーザルを募集して、そのようなものを育成していくにはどのようなことをしたらいいかを、こういうものとパラレルに行っていくということが時間の問題だという気がしてきた。

- 今回の参考資料の中には、最初に産業廃棄物処理の現状が記載されている。議論を深めていく中で、税がメインにクローズアップされたのは、産業廃棄物を少しでも減らそうということで決着したというように私は理解したが、素案の第1案では、それがメイン出っていたので、結果的にこのまま出してしまうと、渋谷委員も危惧されていたが、直接、税がうまく機能するかという議論になった。そこで、まとめる段階で、やはりリサイクルや循環型社会をメインにして、その中で税を頂くんだというところで、素案が最終的に修正されて、このような形になった。

それから、参考資料の3番目の近県の状況で、税に関しては、東北地方ではほぼ全ての県で検討が終わる段階にあって、福島県だけの問題ではないというところにきているので、何らかの方法論を立てて連携を図っていかねばならないという段階になっていると理解した。そこで、監視体制にしても税のバランスにしても、近県とバランスをとりながらというところが2点目で、近県とバランスをとってぜひ循環型社会に有効な経済的手法としてまず税をとっていただくというところに帰着したと理解している。

私が一番今後の展望でお願いしたいのは、素案の2ページの最初の、「福島県は以下の事項についてさらに取り組んで行くべきである」という部分を一番忘れてほしくない。ここを今後につなげてもらえると、税の検討にしても何にしても、太い定義の中で進んでいくのではないかと。

- ワーキンググループでいくつかのことを議論したが、かなり議論された点としては、産業廃棄物税というのを簡単に有効な手法であるといってしまうのかということ。他の委員からも、ただいま御発言があったが、この点について議論をした結果としてこのような表現になったということをまずお伝えしたい。

2つ目は、3ページの(1)の最後のあたりになるが、「産業廃棄物税の導入に向けた検討を早急に進めることが必要であり」というのが、ある意味結論のように書かれているが、検討会のメンバーの合意としてこのように言えるかが心配であった。しかし、このようなことはいくらワーキンググループで検討しても解決がつかないので、検討会の委員の方々に投げかけるしかないと思っていた。これについては、率直な御意見をお聞かせいただきたい。

(座長)

この点には意見はないようなので、文言等は最終的には座長に一任していただくことになるが、その前にこの部分は文章を訂正すべきであるという意見があればいただきたい。

(事務局)

本日欠席の委員より、文書で発言を求められていたので、ここで述べさせていただきます。

2ページの、福島県が今後取り組むべき事項の「(5)不法投棄の未然防止」や、それ以外の産業廃棄物の適正処理については、排出者の意識改革が最も重要で、排出事業者は、廃棄物にはコストがかかること、その適正なコストを負担するという意識、排出物の処理責任は自分にあるという意識を持つことが重要であるということから、「(5)不法投棄の未然防止」の下から二行目の「不法投棄監視体制の強化や、」の後に、「適正なコストを負担する意識の促進」ということを盛り込んではどうかという話があった。

もう一つは、「(2)産業廃棄物排出量の抑制」で、ここでは施策として、優良排出事業者の表彰なども考えてよいのではないかという話もあった。

以上二点を、ご報告したい。

- 文面の修正の部分は、(1)のところに入ってくる問題ではないか。国民一人ひとりの理解も必要だが、排出事業者も、製造事業者も、全ての者が廃棄物に対する理解をしなければいけないという意味で、(5)ではなくて(1)に入るべきではないか。

(事務局)

大内委員のお話では、もちろん(1)にも入ってくるが、(5)にあえて入れていただきたいという趣旨は、不法投棄の問題は、実際捨てている人の問題ではなく、それを捨てさせるような、適正なコストを負担していない排出事業者がいるからこそ、不法投棄が発生している。したがって不法投棄の未然防止のところにも、それを入れていただけないかという趣旨であった。

- 言葉としてどう書くかはともかく、修正意見は筋の通ったご意見だと思う。

(座長)

それでは、(5)に入れさせていただくこととしたい。他の部分は、いまのところ修正意見がないので、なお文面上ブラッシュアップが必要な場合には、座長と事務局で相談しながら、修正して、その結果を各委員に報告したい。

次に、この報告の取扱いであります。事務局の考えは。

(事務局)

報告書がまとまったら、座長から県に対して報告していただくことで、来年1月の早い時期に手交していただくことを考えている。

(座長)

それでは、そのようにさせていただきたいと思いますが、委員の皆さんよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(座長)

それでは、本検討会は、ひとまずこれで終了となります。

但し、委員の任期が来年3月までとなっていることから、県の要請があれば、再度開催することもありますので、その際には委員の御協力をお願いします。

それでは、第8回のとりまとめの検討会をこれまでとさせていただきます。

(生活環境部長)

今回のあり方検討会は、5月から始めさせていただいたが、特に委員の一人おひとりには、最初に直接お願いに伺ったという経緯や、特に座長におかれましては、非常に多忙な中、特に困難な課題について、非常に荷が重いという話も実は最初に頂いておりましたが、ここまで務め上げていただいたことに対してまず御礼を申し上げたい。

また、今も、ずっとお話を聞いていて、皆さんがおっしゃる一言一言が、まさに正論であると感じていて、いくつか印象的な言葉を挙げさせていただきたい。

今回産業廃棄物税というものが、素案を見ても、結果としてクローズアップされてくると思う。マスコミの報道でも、産業廃棄物税の議論というものがどうしても見出しに上がってくると思うが、我々も産業廃棄物税が伝家の宝刀であるとは思っていない。委員も言われたとおり、一定の効果はあると思うが、それで全てが片付くわけではなくて、この中にもあるが、事業者さん自身の自主的な取り組みがあって、また行政における規制的手法もあって、そして補助金、税等の広い意味での経済的手法との三位一体が産業廃棄物にかかってきて、それで全体でようやく対応ができるかどうかということがまず一点。

また廃棄物といっても、産業廃棄物だけではなくて一般廃棄物もある。先程来、お話が出ているが、資源なのかごみなのかということも含めて、より広い観点でとらえていかないと、全体のコントロールはできないと実感している。

また、廃棄物の議論だけではなくて、今日は御欠席されている委員の意見であるが、資源循環型農業の展開や、工業界、産業界における産業活動の関係、あるいは国民のライフスタイルの関係など、とにかく極めて幅広い分野のものであるので、これは循環型社会という広い枠組みの中での経済的手法や産業廃棄物税というように、全体の中から捉えなおして行かないと、どうしても木を見て森を見ずということになるということに改めて感じた。

今回、検討会を一旦卒業して、環境審議会に入学していくということになるが、先程から名越委員の細腕に全部委ねるという発言があるが、私たちのところで環境審議会を所管させていただいているので、皆さんのお気持ちをリアルに伝えさせていただきたいと思う。

最後に、先程からもフォローアップが大事だという話が出ている。本日で一旦審議は終わりということになるが、御参加していただいている皆さんには、各界の有力なメンバーがお忙しい中これだけ精力的に参加していただき、しかも本当に心のこもった審議をしていただいたということを本当にありがたいと思っている。このメンバーのつながりは、来年以降もぜひ生かして行きたいと思っているし、また、環境審議会においても、ただこの案を報告として書面で渡すだけではなくて、例えば山川座長とか、それなりの方々に、またいずれ御説明も含めて御登場をいただくこともあると、勝手に考えている。こうした検討会の生きた議論を、環境審議会の場にしっかりと伝え、また、鈴木委員等も含めて関係の方々の議論を、環境審議会の場でもぜひ聞きながら、条例の在り方や産業廃棄物税の在り方を正面から議論していきたいと考えているので、引き続き御指導をお願いしたい。

重ねて、委員の皆さんの、これまでの御協力に心より感謝を申し上げて、私の御礼の挨拶とさせていただきます。

(座長)

委員の皆様には、御多忙のところ5月以来7か月にわたり大変熱心な議論をいただき誠にありがとうございました。御協力を感謝します。

以上